

道観構第 23006-2 号

令和 5 年 4 月 6 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 金 澤 健 司  
〈公印省略〉

令和 5 年度『北しりべし・ウェルネスツーリズム観光資源を活用した  
周遊旅行促進事業』委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「北しりべし・ウェルネスツーリズム観光資源を活用した周遊旅行促進事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 5 年 4 月 13 日(木) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書 (※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

(1) 参加表明〆切 令和 5 年 4 月 13 日(木) 17 時

(2) 企画書提出〆切 令和 5 年 4 月 27 日(木) 17 時

(3) 企画審査会 令和 5 年 5 月中旬予定

(4) 契約書の締結 令和 5 年 5 月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

事業企画本部地域観光部 担当 : 五十嵐

電話 : 011-231-2900 fax : 011-232-5064

E-mail : m\_igarashi@visithkd.or.jp

令和5年度

「北しりべし・ウエルネスツーリズム観光資源を活用した周遊旅行促進事業」  
企画提案指示書

1. 委託業務名

「北しりべし・ウエルネスツーリズム観光資源を活用した周遊旅行促進事業」委託業務

2. 事業目的

北しりべし地域には、新型コロナ以前は多くの観光客が来訪していた。しかしながら宿泊滞在客数は約1割にとどまっていることから、観光地としての魅力は大いにあるものの、日帰り旅行の観光地であり、滞在型の観光地でないことがわかる。しかし、小樽市を含む北しりべし地域（小樽市、余市町、仁木町、積丹町、古平町、赤井川村・1市4町1村）は、海、山、畑に関わる観光資源が豊かに点在しており、滞在・周遊型旅行のデスティネーションとしては大きなポテンシャルがあると考えられる。

約2年半のコロナ禍期を経験した人々に訴求できる旅の形として、ウエルネスツーリズム「自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復、増進、保持する新しい観光形態」のコンセプトを意識した観光コンテンツを、この北しりべし地域で新規開発および既存コンテンツをウエルネスツーリズムに即したものに磨き上げ、地域に点在するものをつなげてターゲットに情報発信することにより周遊旅行の促進を実施する。この小樽、余市、仁木、赤井川を周遊して体験できるウエルネスコンテンツは、平均滞在数を進捗し、同エリアでの宿泊、滞在係数の向上を促す。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

15,000,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応する事とする。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

北しりべしエリア（小樽市・余市町・仁木町・赤井川村）

《メインターゲット：中国、香港、台湾、韓国、タイ、シンガポール》

《メインターゲット属性：ウェルネスツーリズム対象旅行者》

- ・ 想定年代は 35 歳～70 歳
- ・ 収入（ラグジュアリー、ハイエンド層）
- ・ 旅行形態（個人、家族、夫婦、カップル）
- ・ 訪日観光を経験済み、東京（関東）～関西（京都、大阪）～中国地方のゴールデンルートは経験しているが、北海道旅行は初めて。
- ・ スポーツ体験を好み、ジム、フィットネスを日常的に実施するなど活動的。
- ・ 美食に対しての欲求は高いが、健康維持に留保しながらのメニューを好む。
- ・ アウトドアの嗜好をもつ

## (1) 滞在コンテンツ造成事業

### 【実施計画概要】

- ・ 対象となる新規開発及び磨き上げる体験型コンテンツに関わる専門家を選定し、商品開発のコンサルタント、コーディネート（地域商品素材の確認リサーチ等も含む）を依頼する。

【体験プログラム】：マリーナ系体験コンテンツ

マウンテンツーリズム系

ガストロノミー系コンテンツ

スキーツーリズム系コンテンツ

- ・ 食に関わる名産品の開発のための専門家を選定し、商品開発のコンサルタント、コーディネートを依頼する。
- ・ 商品の磨き上げのためのモニターツアー実施（着地型のツアーで費用は事業予算でまかない、参加者は無料）

【実施回数】 2 回（想定） グリーンシーズン x 1、ウインターシーズン x 1

【対象者 1】：国内在住 外国人及びその知人で、ウェルネスコンテンツの検証に適正な提言ができる人を専門家が選抜。

【対象者 2】：国内マーケット、世界各国を訪問し、ウェルネスツーリズムに参加済み、及び興味のある人でウェルネスコンテンツの検証に適正な提言ができる人を専門家が選抜。

### 【造成予定コンテンツ】

- ・ 小樽港マリーナ ヨットクルーズ操作体験ツアー（マリーナアクティビティー）
- ・ 小樽港ベイエリア マリーナパーク（SUP、カヌー、ディンギー、カヤック体験など、新規のマリーナアクティビティーエリア）
- ・ 小樽、余市のグランピング施設における、フィットネスプログラム、エクササイズ+宿泊プラン
- ・ 余市、仁木のワイナリー巡り（ウォーキングエクササイズ）+ オーガニックワインと

#### ウエルネスメニュー

- ・赤井川 乗馬、登山、トレッキングを一日かけて体験、森林浴の要素も入れた体験ツアー
- ・赤井川 雪山のスキートレッキング、スキーを利用した健康エクササイズ。
- ・各観光地をマウンテンバイクで訪れる、サイクルツアー。
- ・地元農産物を使った、ウエルネスなデリ商品

#### 【地域ならではのポイント（付加価値）】

- ・小樽、余市、仁木、赤井川と各々の場所から 20～30 キロの範囲で海、山、畑の素材がある。
- ・日本有数のマリーナ港区に小樽港マリーナがあり、日本海の絶景を体験できるヨットツアーが可能。また、マリーナ港内の遊泳地域は、マリンスポーツを安全に気軽に楽しめる場所であり。新規コンテンツ開発が可能。
- ・北しりべし地域には中、大規模スキー場が 4 つあり（キロロ、オーンズ、天狗山、朝里）滞在中、スキー場を梯子体験できる。
- ・地元の豊かな農産物。ブランド品として全国的に有名な、アスパラ、かぼちゃ（赤井川）、トマト（仁木）、フルーツ類（仁木、余市）が ウエルネスフードの素材として利用できる。

#### 【専門家の活用】

- ・素材を活用し商品化された場合に、その開発に携わった専門家として、ウエルネスツーリズムに影響力のある著名な専門家。
- ・Physical（物理的に身体を使った健康体験）、Mental（心の健康）、Nutrition（栄養摂取）の 3 つのキーワードとし、この地域の素材に活用したウエルネスコンテンツを開発することに熱意をもつ方、また次年度以降も継続的に関係を維持できる専門家。
- ・次年度以降に開発・商品化を検討している医療ツーリズム（訪日人間ドック、健康診断等）の専門家もしくは、それにかかわる見識をもつ方。
- ・食に関わる名産品の開発専門家は、すでに健康を意識した食ビジネスを展開しており、商品のブランド確立に寄与できる専門家。

#### (2) 受入環境整備事業

##### 【実施計画概要】

- ・販売促進のための E-パンフレット制作を専門家に依頼する。

##### 【成果物】

- ・E パンフレットの制作（ウエルネス体験プログラム 4 件、グリーンシーズン・ウィンターシーズンの旅行商品各 1 コース）

##### 【パンフレットの対応言語】 英語

##### 【パンフレットの使用用途・配布場所】

- ・地域の DMO が作った予約サイトからダウンロード可能にする。
- ・旅行会社及び DMC など、販売チャンネルをとおしてターゲットにメール配信できるものとする。

### (3) 旅行商品流通環境整備事業

#### 【実施計画概要】

- ・地域のDMOが開発した予約システムに、本事業で完成したコンテンツ・ツアーを多言語化してオンライン販売する。

#### 【流通環境を整備する旅行商品】

- ・ウェルネス体験プログラム4件、グリーンシーズン・ウィンターシーズンの旅行商品各1コース

### (4) 目標と成果指標

#### ① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：・1. 体験プログラム造成件数、4件

2. 開発した体験型プログラムの検証のためのモニターツアー実施  
グリーンシーズン（2023年10月までに催行予定）x2名
3. 開発した体験型プログラムの検証のためのモニターツアー実施  
ウィンターシーズン（2024年2月までに催行予定）x2名
4. 1の実績を踏まえ、基本モデルコースの旅行商品を完成（グリーン及びウィンター）各1本
5. 食に関わる名産品の開発として、地元農作物素材をつかったウェルネスコンセプトを意識したメニューおよび商品開発。各1本

（2024年3月、事業報告書から把握）

アウトカム：・商品開発された、パーツの商品を販売。

1. マリーン系体験コンテンツ 100名
2. マウンテンツーリズム系 30名
3. ガストロノミー系コンテンツ 20名
4. スキーツーリズム系コンテンツ 50名

※各商品の数値の達成もしくは、総合計 200名

（2024年3月、事業報告書から把握）

#### ② 受入環境整備事業

アウトプット：・1. 英語デジタルパンフレット配布数もしくはポータルWEBからのダウンロード、100部

（2024年3月、事業報告書から把握）

アウトカム：・1. 掲載単品商品へ販売者数、200人

（2024年3月、事業報告書から把握）

#### ③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：・1. R5に開発した商品の掲載数 4件

（2024年3月、事業報告書から把握）

アウトカム：・1. 掲載商品販売数、200人

2. 掲載商品販売総額、300万円

(2024年3月、DMO独自の販売数から把握)

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和5年4月13日(木) 17時 参加表明 締切

令和5年4月27日(木) 17時 企画提案書 提出期限

令和5年5月中旬 企画提案の審査(審査会)

令和5年5月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和6年3月8日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和5年4月13日(木) 17時 締切

※ 特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m\_igarashi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和5年4月27日(木) 17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部(担当:五十嵐、大内)

(4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積を提出する事。

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・コンテンツ造成	4件	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	4名	〇〇〇,〇〇〇円
・モデルコース造成	2本	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・食に係わる商品開発	1式	〇〇〇,〇〇〇円
・人件費	1式	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

## 12. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。

### 1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和5年度に実施する「令和5年度広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

### 1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部

担当：五十嵐、大内

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m\_igarashi@visithkd.or.jp